

令和7年1月21日

尾道市公立大学法人評価委員会 様

尾道市長 平谷 祐宏

地方独立行政法人法改正後の評価委員会における評価等について

地方独立行政法人法改正による年度計画及び年度評価の廃止に伴いまして、評価委員会の評価等を見直したいと考えております。

法改正後、評価委員会では中間評価と最終評価を行っていただきますが、その間の経過を踏まえた評価が必要なため、評価を行わない年については、法人からの事業報告等を受けて、評価委員の皆様と意見交換を行えるよう、令和7年度以降も評価委員会を毎年開催したいと考えております。御多忙の折りとは存じますが、変更事項につきまして評価委員の皆様の御意見を頂戴できればと考えております。

詳細については、資料3-①をご参照ください。

<主な変更事項>**1 法人による評価委員会への報告(中間・最終評価実施年を除く。)**

法人から中期計画の事業報告書、事業計画書等を報告する。

(前事業年度) 事業報告書、中期計画取組状況報告書

(当該年度) 事業計画、収支予算書

2 評価委員の任期変更

現行任期の2年では、評価を行わない任期が生じるため、中間・最終のいずれかを評価するよう任期を3年とする。

地方独立行政法人法改正後の評価委員会における評価等について

1 法改正の概要

年度計画の作成や年度評価により公立大学法人の事務量が增大しているため、公立大学本来の役割である教育の質の向上や地域貢献に注力できるよう地方独立行政法人法が改正（令和5年6月16日施行）され、令和6事業年度から適用された。

《改正内容》

- (1) 公立大学法人における年度計画及び年度評価を廃止
- (2) 中期計画で定める事項に評価指標（中期目標達成に向けた取組の実施状況に関する指標）を追加

2 法改正後の評価委員会での対応方針(案)

法改正により評価委員会での評価が中間・最終の2回となるため、評価の継続性を担保することを目的として、次のとおり対応する。

(1)年度計画

法改正前	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中期計画の各項目に対応した網羅的な計画を記載 ・ 市へ届け出るとともに公表
------	--



法改正後	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年度計画の廃止 ・ 主要な事業に絞り込んだ事業計画を作成し、法人が市・評価委員会へ報告
------	--

(2)業務実績等報告

法改正前	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各年度計画に対応した業務実績と計画の実施状況に関する自己評価を記載 ・ 法人が評価委員会に提出するとともに公表
------	--



法改正後	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務実績等報告書の廃止 ・ 法人が「地方独立行政法人の事業報告に関するガイドライン」に基づき事業報告書を作成し、市・評価委員会へ報告 ・ 中期計画で定めた評価項目の取組状況等を記載した中期計画取組状況報告書を作成し、市・評価委員会へ報告
------	--

(3)年度評価

法改正前	<ul style="list-style-type: none"> ・評価委員会が、年度計画の実施状況を検証し、中期計画の進捗状況の評価 ・評価結果を市長に報告するとともに公表 ・市長は評価結果を議会に報告
------	---



法改正後	<ul style="list-style-type: none"> ・年度評価の廃止 ・評価委員会が法人から提出された事業計画及び事業報告書等に対して意見（中間・最終評価実施年は除く。） <p>※中間・最終評価を行う年以外も中期計画の進捗具合を確認する。</p>
------	--

(4)評価結果の業務への反映

法改正前	<ul style="list-style-type: none"> ・評価結果を中期・年度計画、業務運営の改善に反映するとともに、その結果を公表
------	--



法改正後	<ul style="list-style-type: none"> ・法人自らの進捗確認結果や評価委員会からの意見を業務運営の改善等に反映
------	---

(5)委員の任期

法改正前	2年
------	----



法改正後	<p>3年</p> <p>※任期中に評価を行う周期に変更</p>
------	---

《参考：中期目標・中期計画期間と委員任期》

※委員任期 2年（現在の任期：令和5年9月1日～令和7年8月31日）

中期目標	第2期	第3期中期目標・中期計画（令和6年4月1日～令和12年3月31日）						第4期	
年度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
評価実施項目		◎ 最終評価	○	○	○	◎ 中間評価	○	◎ 最終評価	○
委員任期（現行2年）	R5.9～R7.8		R7.9～R9.8 ※評価実施なし			R9.9～R11.8		R11.9～R13.8	
委員任期（改正後3年）	R5.9～R7.8		R7.9～R10.8				R10.9～R13.8		

※○は業務実績報告等の意見交換、◎は中間・最終評価を実施